

発達支援室設置計画 (案)

平成21年12月

1 発達支援室の段階的な施策整備

発達支援室では、現在の各部課で実施している施策や栗東市障がい者基本計画との整合性を確保し、また本市が進める財政健全化の進捗を見極めながら、以下の通り段階的に施策整備を進めます。

〈発達支援室の施設整備〉

	組織運営	発達相談事業	予算要求等
平成21年 11月～	○関係各課の課長・課長補佐を対象とした研修の実施 ・発達障がいとは (講義) ・発達支援システム (概説)	○相談受理後のサービス調整会議試行開催	○H22年度予算要求
平成22年 4月～	○発達支援室 (以下、支援室) 設置 ○管理運営要綱の策定 ○発達段階の移行期における連絡体制の調整 ○連携体制の調整	○相談事業実施要綱の策定 ○巡回形式による相談の実施 ※試行的相談業務の開始および現場ニーズの確認	○情報共有システム (RINGS) の整備  ○個別の指導計画、個別の教育支援計画の書式統一
9月～	○試行段階での課題検討	○総合相談窓口開設に向けた試行事業・改善	○情報共有システム (RINGS) の試行的運用・改善
10月～	○事業の完全実施 ○サービス調整会議、個別ケース調整会議の定例開催 ○支援室の広報	○総合相談窓口の開設	

2. 事業内容

栗東市発達支援システムの中核機関として、栗東市発達支援室を設置し、以下の事業を段階的に展開します。

- ①市各部局・各課および関係機関との連携を促進し、栗東市における発達支援システムの円滑な運営と統括を行うことに関する事業
- ②継続的で一貫した支援を実現するため、個人と支援経緯に係る情報を掌握し、保健・医療・福祉・教育・就労におけるサービスの総合調整を行うことに関する事業
- ③発達障がいの症状の早期発見とその後の支援、およびその開発に関する事業
- ④研修事業を通し、心身の発達に必要な支援を行う職員の専門性の向上と、支援の質的な充実に関する事業

3 事業対象者

発達障害者支援法に規定された発達障がいまたはその疑いを有する者で、義務教育を終了するまでの者としてします。

#### 4 利用施設等

- 利用施設名：総合福祉保健センター(なごやかセンター)
- 施設の内容は、運営事務スペース及び常設相談室とします。

#### 5 発達支援室設置要項の整備

##### (1) 要綱制定の背景

発達障害者支援法が施行されたことに伴い、発達障がい者支援に関する市の方針を明確にするとともに、継続的・包括的な取り組みを可能にする体制を整備することが必要になります。

乳幼児期から就労期までの縦の接続、および関係各課・機関の横の連携によって、一層効果的・効率的な支援を実現するため、その統括・運営のための整備が必要となってきます。

##### (2) 要綱に記載すべき事項

発達支援室設置に関わる例規には、条例・規則・要綱等、様々な形態がありますが、その内容は以下の8項目に集約されます。

①設置の目的	⑤使用者(利用対象)
②名称	⑥職員の構成等、職員に関わる内容
③設置場所	⑦施設の休所日及び開所時間
④事業内容	⑧職務等の管理運営に関する内容

また、①管理運営すべき建物がある場合、②教育的な施設である場合、③広く市民全般へサービスを提供するような場合において条例の制定の必要が生じます。本市では、第1段階については、要綱により対応を行い、事業の段階的整備が一定充実した時点において条例整備を行うこととします。

### <乳幼児期から就労まで一貫した支援：将来像>

